

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	八王子市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/007/006/p021372.html">http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/007/006/p021372.html</a>

執行機関名 八王子市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	生徒及び児童の保健、安全、厚生及び福利に関する事務であって市規則で定めるもの(特別支援学級に就学している児童生徒)
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第10の項 生徒及び児童の保健、安全、厚生及び福利に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第二条 第一項	八王子市特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等(児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部(専攻科を除く。)の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの(付添人の付添に要する交通費を除く。)について、その全部又は一部を支弁しなければならない。	この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する小学校又は中学校の特別支援学級(以下「特別支援学級(固定学級)」という。)又は学校教育法施行規則第140条に規定する特別支援学級(以下「通級指導学級」という。)への就学が認められている学齢児童及び学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の特殊事情を考慮し、保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		八王子市特別支援教育就学奨励費支給要綱 平成29年度特別支援教育就学奨励認定基準
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	八王子市特別支援教育就学奨励費支給要綱第2条 平成29年度特別支援教育就学奨励認定基準第4条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級又は学校教育法施行規則第140条に規定する特別の教育課程による教育を行う学級に就学する児童又は生徒の保護者に対する就学奨励費の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	八王子市特別支援教育就学奨励費支給要綱第2条 平成29年度特別支援教育就学奨励認定基準第2条及び別表1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報